フードバンク
活動等応援助成

令和８年度
くらし応援食品セット提供のご案内

本会では、生活福祉資金コロナ特例貸付の償還や物価高騰等の影響で生活に困窮し、食べ物に困っている方々へ、必要な食品が届くよう福島県共同募金会の助成を受け「くらし応援食品セット」を無償で提供いたします。

〇実施主体

福島県社会福祉協議会 生活自立サポートセンター（県北・県中・県南・会津・相双の各事務所）

〇対象

生活自立サポートセンターの支援対象地域（右記の 46 町村)にお住まいで、離職・休職等により収入が減った世帯、ひとり親家庭、低所得世帯などで生活にお困りの方

〇提供内容及び提供数

福島県社協が福島県共同募金会の助成を受けて購入した食品を詰め合わせた「くらし応援食品セット」として提供します。

なお、本事業による提供数は、県北、県中、県南、会津、相双の 5 事務所で各 20 セット、計 100 セットです。

令和 8 年 10 月より順次提供開始、なくなり次第終了となります。

くらし応援食品セットの内容	
カップ麺・袋麺	レトルトカレー
丼の素	缶詰・瓶詰
アルファ米	その他常温保存食品

<生活自立サポートセンターの支援対象地域>

県北事務所（4 町村）
桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中事務所（9 町村）
鏡石町、天栄村、三春町、小野町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

県南事務所（8 町村）
西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

会津事務所（15 町村）
北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

相双事務所（10 町村）
広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、

活用例

- **① 本会に相談があった生活にお困りの方に配布する**
  ※収入が減った世帯、ひとり親家庭、低所得世帯、等
- **② 町村役場、町村社協等に相談された生活にお困りの方に、連絡を受けたサポートセンターより配布する**

〇問い合わせ先

最寄りの下記事務所までご連絡ください。

福島県社会福祉協議会　生活自立サポートセンター

県北事務所（福島市）　：電話 024-525-8801　メール support@fukushimakenshakyo.or.jp
県中事務所（鏡石町）　：電話 0248-94-7800　メール support-kentyu@fukushimakenshakyo.or.jp
県南事務所（棚倉町）　：電話 0247-57-7141　メール support-kennan@fukushimakenshakyo.or.jp
会津事務所（会津若松市）：電話 0242-23-7445　メール support-aizu@fukushimakenshakyo.or.jp
相双事務所（南相馬市）　：電話 0244-32-1753　メール support-soso@fukushimakenshakyo.or.jp